

被処分者の氏名又は法人名称	芦刈 太一郎
登録番号又は法人番号	17441178
所属する単位会	大分県行政書士会
事務所所在地	大分県別府市青山町8番2号
処分年月日	令和5年10月12日
処分内容（種類）	令和5年10月14日から同月28日までの15日間の業務の停止
上記処分をした理由	<p>① 被処分者は、被処分者が代表を務める事務所（以下「事務所」という。）の事務員に行政書士の補助者としての業務を行わせていたが、行政書士法施行規則第5条第2項に定める補助者の届出を行っていなかった。</p> <p>② 令和元年に依頼人Aが、建設業法に基づく建設業許可申請を事務所に依頼したところ、事務員が当該依頼を受諾した。事務員は、被処分者に相談することなく、また、大分県への許可申請も行わずに、偽造した建設業許可通知の写しを依頼人Aに交付した。</p>
上記処分の根拠となる法令	行政書士法第10条及び第13条並びに行政書士法施行規則第5条第2項